

第7号様式（第9条関係）
（その1）

会計	○	○	○	○	○	○
中	中	中	ト	ホ	ホ	ホ



収 支 報 告 書

令和 4 年分
(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) けんせいかい
健政会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23
- 3 代表者の氏名 野間 健
- 4 会計責任者の氏名 潟野 修一

政治団体の区分

政党の支部

政治資金団

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 野間 芳香

(電話) 0996-22-1505

(電話) 5.5.26

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 野間 健

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 野間 健

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	1	4	1	7	0	0	8	1	円
(前年からの繰越額)	①			5	5	2	8	0	3	1	
(本年の収入額)	②			8	6	4	2	0	5	0	
支 出 総 額	B			8	6	9	0	6	0	8	
翌年への繰越額	A - B			5	4	7	9	4	7	3	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額							備 考
	十億	百万	千	円				
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 〔うち特定寄附〕		3	1	8	2	0	0	内訳は(その7)へ
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附							0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		2	0	0	0	0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		5	1	8	2	0	0	
〔寄附のうち寄附の あっせんによるもの〕							0	内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿 名 寄 附							0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)		5	1	8	2	0	0	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入									
事業の種類	金額								備考
	十億	百	千	百	十	千	百	十	
野間たけし君を励ます会		3	4	6	0	0	0	0	令和 4 10. 29 令和4. 10. 29 鹿児島市鴨池新町5-7自治労 鹿児島県本部会議室
この頁の小計		3	4	6	0	0	0	0	
合計		3	4	6	0	0	0	0	

(備考) 1 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
 2 機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「〇〇紙発行事業」、「甲政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載すること。その他の事業にあっては「〇〇〇事業」というように記載すること。

(その6)

(6) その他の収入											
摘	要	金 額								備 考	
		十億	百万	千	円						
この頁の小計										0	
1件10万円未満のもの										50	
合 計										50	

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
 3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額					年月日	住所	職業	備考
壇 慶一郎	十億	百万	千	百	十	令和4年1月5日	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
下田代 信夫						4 1 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 2 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 3 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 4 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 5 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 6 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 7 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 8 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 9 12	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 10 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 11 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”						4 12 12	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
(計)						(1 2 0 0 0 0)			
大田 輝美						令和4年1月20日	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
この頁の小計						1 6 0 0 0 0			
その他の寄附									
合計									← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金 額						年月日	住 所		職 業	備 考		
大田 輝美		十億	百万	千	百	十	円	令和 4 2 21	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員			
”				3	0	0	0	0	4 3 30	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 4 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 5 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 6 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 7 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 8 26	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 10 14	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 10 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 11 15	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 12 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2		会社役員		
(計)				(3 6 0 0 0 0)										
徳重 政子				3	0	0	0	0	令和 4 1 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 2 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員		
”				3	0	0	0	0	4 3 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員		
この頁の小計				4	2	0	0	0						
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附				
寄附者の氏名		金額								年月日	住所		職業	備考		
		十億	百万	千	百	十	千	百	十		住	所	職	業	備	考
徳重 政子				3	0	0	0	0	0	令和 4 4 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 5 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 6 24	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 7 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 8 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 9 22	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 10 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 11 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
”				3	0	0	0	0	0	4 12 23	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3		会社役員			
(計)				(3 6 0 0 0 0)												
小園 美喜男				2	0	0	0	0	0	令和 4 1 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5		会社役員			
”				2	0	0	0	0	0	4 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5		会社役員			
”				2	0	0	0	0	0	4 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5		会社役員			
”				2	0	0	0	0	0	4 4 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5		会社役員			
”				2	0	0	0	0	0	4 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5		会社役員			
この頁の小計				3	7	0	0	0	0							
その他の寄附																
合計																

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名		金 額								年月日	住 所	職 業	備 考
小園 美喜男		十億		百万	2	0	0	0	0	令和 4 6 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 7 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 9 26	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 10 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 12 26	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
(計)				(2	4	0	0	0)			
手打 健次					2	0	0	0	0	令和 4 1 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 2 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 3 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 4 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 5 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 6 27	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	0	4 7 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
この頁の小計					2	8	0	0	0				
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金 額								年月日	住 所		職 業	備 考
手打 健次			十億		百万	2	0	0	0	0	令和 4 8 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”						2	0	0	0	0	4 9 26	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”						2	0	0	0	0	4 10 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”						2	0	0	0	0	4 11 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”						2	0	0	0	0	4 12 26	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
(計)				(2	4	0	0	0	0)				
濱田 國弘						1	0	0	0	0	令和 4 1 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 2 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 3 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 4 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 5 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 6 24	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 7 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 8 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”						1	0	0	0	0	4 9 22	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
この頁の小計						1	9	0	0	0				
その他の寄附														
合 計														

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額							年月日	住所		職業	備考	
濱田 國弘		十億		百万	1	0	0	0	0	令和 4 10 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”					1	0	0	0	0	4 11 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”					1	0	0	0	0	4 12 23	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
(計)					(1 2 0 0 0 0)									
今藤 尚一					1	0	0	0	0	令和 4 1 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 2 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 3 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 4 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 5 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 6 27	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 7 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 8 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 9 26	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 10 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
”					1	0	0	0	0	4 11 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員		
この頁の小計					1	4	0	0	0					
その他の寄附														
合計														

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額									年月日	住所	職業	備考
今藤 尚一	十億	百万	千	百	十	千	百	十	百	令和4 12 26	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
(計)													
堀之内 己千男										令和4 1 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
田中 憲夫										4 1 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 4 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 6 24	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 7 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 9 22	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 10 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”										4 12 23	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
この頁の小計													
その他の寄附													
合計													

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金 額							年月日	住 所	職 業	備 考	
(計)	十億	百万	千	百	十	千	百					
植田 利一			1	2	0	0	0	0	令和4年2月7日	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 3 7	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 4 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 5 6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 6 6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 7 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 7 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 9 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 10 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 11 7	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 12 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”				6	0	0	0	0	4 12 28	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
(計)			7	2	0	0	0	0				
久保 辰八				1	0	0	0	0	令和4年2月7日	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
この頁の小計			7	3	0	0	0	0				
その他の寄附												
合 計												

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附					
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考			
久保 辰八		十億		百万	1	0	0	0	0	令和4年3月7日	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	0	4 4 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	0	4 5 6	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
(計)					(4	0	0	0)			
岩崎 和貴					2	0	0	0	0	令和4年10月31日	鹿児島県出水市福ノ江町670	無職	
加納 晋作					2	0	0	0	0	4 11 15	長崎県西彼杵郡長与町本川内郷16-3	会社役員	
神薗 祐治					7	0	0	0	0	4 11 18	鹿児島県伊佐市大口上町44-1	会社役員	
この頁の小計					7	5	2	0	0	0			
その他の寄附									0				
合計					3	1	8	2	0	0			

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 政治団体が行う寄附については、量的制限はない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体からの寄附		
団体の名称	金額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	百	円			
陸山会		1	0	0	0	0	0	0	0	4 6 15	東京都港区赤坂2-14-9	小沢 一郎	
”		1	0	0	0	0	0	0	0	4 12 6	東京都港区赤坂2-14-9	小沢 一郎	
(計)		(2	0	0	0	0	0	0	0)				
この頁の小計													
その他の寄附			2	0	0	0	0	0	0				
合計									0				

← 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目		金 額				備 考	
		十億	百万	千	円		
1	経 常 経 費						
(1)	人 件 費					0	
(2)	光 熱 水 費			7 2	0 0	0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費					0	
(4)	事 務 所 費			3 7 2	8 3 3		
	小 計			4 4 4	8 3 3		① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費	十億	百万	千	円		
(1)	組 織 活 動 費			1 6 9	6 6 5		
(2)	選 挙 関 係 費					0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費			7 6	1 1	0	ア~エの合計を記載すること
	ア 機関紙誌の発行事業費					0	
	イ 宣 伝 事 業 費					0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			7 6	1 1	0	
	エ その他の事業費					0	
(4)	調 査 研 究 費					0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金		8	0 0 0	0 0 0		
(6)	そ の 他 の 経 費					0	
	小 計		8	2 4 5	7 7 5		② ((1)~(6)の合計)
	合 計		8	6 9 0	6 0 8		①+②

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および国会議員
関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 光熱水費				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出								7 2 0 0 0
合 計								7 2 0 0 0

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
	十億	百万	千	百	十	円	分	厘	微				
家賃			2	0	0	0	0	0	0	令和4年1月21日	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
ワード・エクセル代			3	2	7	8	4			4月2日10時	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
家賃			2	0	0	0	0	0		4月2日28時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月3日25時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月4日25時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
政治資金監査報酬			2	2	0	0	0	0		4月5日12時	奥 康己	鹿児島県薩摩川内市中郷町6550-1	
自動車税			3	4	5	0	0	0		4月5日21時	鹿児島県鹿児島地域振興局	鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目5-1	
家賃			2	0	0	0	0	0		4月5日25時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月6日24時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月7日26時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月8日25時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月9日21時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月10日26時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月11日25時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	0	0	0	0	0		4月12日20時	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
この頁の小計			3	2	9	2	8	4					
その他の支出			4	3	5	4	9						
合 計			3	7	2	8	3	3					

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費(旅費交通費)			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては, 主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千円				
ETC利用料			1 3 2 7 0	令和 4 1 11	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
ETC使用料			1 0 4 9 5	4 2 10	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
ETC利用料			1 2 2 7 0	4 5 10	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 6 2 1 0	4 6 10	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 5 8 0 0	4 7 11	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 9 4 3 0	4 8 10	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 6 4 1 0	4 9 12	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 9 7 4 0	4 10 11	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 3 2 5 0	4 11 10	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
”			1 6 9 8 0	4 12 12	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3	
この頁の小計			1 5 3 8 5 5				
その他の支出			1 5 8 1 0				
合 計			1 6 9 6 6 5				

← (その13) の

- (備考)
- 1 一件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 一件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 政治資金パーティー開催事業費(野間たけし君を励ます会)					
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては, 主たる事務所の所在地)	備考	
食品代		十億	百万	7 0 千	0 0 0 円	令和 4 10 29	㈱イケダパン	鹿児島県姶良市平松5000	
この頁の小計				7 0	0 0 0				
その他の支出				6 1	1 0				
合計				7 6	1 1 0				

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金(寄附金)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	百	十	円	分	秒	厘				
寄附金		3	0	0	0	0	0	0	0	令和 4 8 1	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
”		5	0	0	0	0	0	0	0	4 11 1	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
この頁の小計		8	0	0	0	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計		8	0	0	0	0	0	0	0				

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳										項目別区分		借入先ごとの残額が100万円を超える借入金	
摘要		金額								年月日		備考	
		十億	百万	千	円					平成			
野間 健			4	8	0	0	0	0	0	平成	1	5	
野間 健			2	3	5	0	0	0	0	29	2	27	
野間 健			2	5	0	0	0	0	0	29	3	30	
野間 健			2	4	0	0	0	0	0	29	4	28	
野間 健				7	0	0	0	0	0	29	8	8	
野間 健			1	8	5	0	0	0	0	29	9	15	
野間 健				6	5	0	0	0	0	29	10	3	
野間 健			3	0	0	0	0	0	0	29	12	4	

(備考) 1 資産等の内訳については、項目別区分を「土地」、「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、「動産」、「預金又は貯金」、「金銭信託」、「有価証券」、「出資による権利」、「貸付金」、「敷金」、「施設の利用に関する権利」、「借入金」に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年4月28日

政治団体の名称 健 政 会

会計責任者の氏名 瀧野修一

代表者の氏名 (解散団体のみ)



(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和5年4月28日

健政会

代表 野間 健 殿

登録政治資金監査人 奥 康 巳

登録番号 第 1 4 5 7 号

研修終了年月日 平成21年5月22日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、健政会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、健政会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基

づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

健政会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上